

○大府市少年少女発明クラブ交付金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大府市少年少女発明クラブに対して、予算の範囲内において交付する交付金について、大府市補助金等交付規則（昭和46年大府市規則第7号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 交付金の交付の対象となる団体は、大府市少年少女発明クラブ（以下「クラブ」という。）とする。

(交付対象事業)

第3条 交付金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 物づくりを通して少年少女の創造力の育成に関すること。
- (2) 物づくりを通して少年少女の夢と情熱を育む活動に関すること。
- (3) その他クラブの運営に関すること。

(交付対象経費)

第4条 交付金の交付対象となる経費は、交付対象事業に係る経費のうち別表に定めるものとする。

(交付金の額)

第5条 交付金の額は、予算の範囲内において市長が別に定める額とする。

(事業内容の変更等)

第6条 交付金の交付決定を受けた事業（以下「交付事業」という。）の内容を変更又は廃止しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(報告)

第7条 交付金の交付を受けたクラブは、当該年度の3月31日までに、事業実績報告書を市長に提出しなければならない。

(調査等)

第8条 市長は、交付事業に関し、必要な指示をし、報告を求め、又は調査することができる。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象経費	細分類	内容
報償費	謝礼等	事業参加者等への謝礼
旅費	普通旅費	全国会議等に要する旅費
需用費	消耗品費	事業に必要な物品の購入に要する経費（当該事業のみで使用されることが確認できるもの）
	印刷製本費	事業で使用する会報等の印刷製本に要する経費
役務費	通信運搬費	郵送料等（当該事業のみに係る経費であることが明らかなもの）
備品購入費	施設用備品	交付対象事業のみで使用するものに限る。
雑費		会議参加のための駐車料金等